

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
翌日とさせていただきます)

## 目 次

### ◇規 則

- 職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則
- 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則
- 鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則
- 職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 国民体育大会事務局設置規則を廃止する規則

## 規 則

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第十一号

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置等に関する規則（昭和三十九年二月鳥取県規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表の第一号中「室長補佐」の下に「・分室長」を加え、同表の第三号中「・分室長」を削る。

### 附 則

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第十二号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四款 労政事務所（第九十七条・第九十八条）」を「第四款 削除（第九十七条・第九十八条）」に、「野菜試験場」を「園芸試験場」

に、「第八款 蚕業試験場（第二百二十七条―第二百二十九条）」を「第八款 削除（第二百二十七条―第二百二十九条）」に、「第十一款の家畜病性種畜場（

鑑定所（第三百三十五条の三・第三百三十五条の四）」を「第十一款の家畜病性種畜場（第三百三十五条の五―第三百三十五条の七）」を「第十一款の家畜病性種畜場（

畜病性鑑定所(第百三十五条の三・第百三十五条の四)に改める。

第六条第一項の表総務部の項中

広報文書課

広報室・法制係・審査係  
浄書係・監理文教係

収発係

を

広報文書課

広報室・法制係・審査浄書係・収発係・監理文教係・情報公開準備室

に

同和对策課

企画調整係・施設係

青少年婦人課

を

同和对策課

企画調整係・施設係

に改め、同表企画部の項中

統 土

計課

企画調整係・人口生計係・農林教育係・商工係・普及係・統計資料室

を

青少年婦人課

企画

地対策課

企画員

統計課

企画係

員

調整係・人口生計係・農林教育  
商工係・普及係・統計資料室

に改め、同表民生部の項中

厚生援護課

総務室・老人福祉対策室・社会係・保護係・更生係・特別医療係・援護係

を

社会課

総務室・指導援護係・県民

高齢者対策課

企画調整係

係・保護係・更生係・生活室

施設係・特別医療係

に

児童家庭課

管理係・育成係・母子福祉係  
福祉係

県民生活課

消費生活係・物価対策係

障害

を

児童家庭課

管理係・育成係・母子福祉係・障害福祉係

に

国民年金課

庶務係・企画係・指導係・裁定第一係・裁定第二係

全国身体障害者スポーツ大会準備室

総務係・企画調整係・宿泊輸送係・競技式典係

国民年金課

庶務係・企画係・指導係・裁定第一係・裁定第二係

に改め、同表商工労働部の項中

通商観光課

工業開発係・地域振興係・観光係

労政訓練課

労政係・労働福祉係・職業訓練係

を

通商観光課

企業立地課

労政訓練課

地域振興係・観光係

工業開発係

労政係・労働福祉係・職業訓練係・倉吉分室

に改め、同表農林水産部の項中

農 政 課	農地経済課	農地係・国有財産係・調整係・団体 共済係	農地係・農協指導係・金融係・農業 共済係	農 政 課	農地経済課
-------	-------	-------------------------	-------------------------	-------	-------

総務室・企画調整係・農業団地係・  
構造改善室・振興係

農産係・食  
花き特産係

糧係・蚕糸係・果樹係・  
野菜係

農産係・食糧係・果樹係・特  
産・野菜係・農産経済係

産蚕系

に改め、同条第二項中「、民生部厚生援護課老人福祉対策室に

施設係及び福祉係を」を削る。

第九条広報文書課の項に次の一号を加える。

二十 情報公開に関すること。

第九条青少年婦人課の項を削る。

第九条の二企画課の項中第八号を第十四号とし、第七号を第十三号とし、第六号を第十二号とし、第五号の次に次の六号を加える。

六 総合的な土地利用計画の策定に関すること。

七 土地利用規制対策に関すること。

八 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の施行に関すること。

九 不動産鑑定業に関すること。

十 土地開発基金に関すること。

十一 土地開発公社に関すること。

第九条の二交通対策課の項の次に青少年婦人課の項として次のように加える。

青少年婦人課

一 婦人問題に関すること。

二 青少年問題に関すること。

第九条の二土地対策課の項を削る。

第十条厚生援護課の項中「厚生援護課」を「社会課」に改め、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、第十三号を削り、第十四号を第十二号とし、第十五号から第十七号までを二号ずつ繰り上げ、第十八号を第十六号とし、同号の次に次の二号を加える。

十七 生活関連物資等の需給対策に関すること。

十八 消費者保護対策に関すること。

第十条厚生援護課の項中第二十一号を第二十六号とし、第二十号を第二十五号とし、同項第十九号中「、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム」を「及び消費生活センター」に改め、同項中同号を第二十四号とし、第十八号の次に次の五号を加える。

十九 家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第四百号）の施行に関すること。

二十 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第三百三十四号）の施行に関すること。

二十一 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）の施行に関すること。

二十二 消費生活協同組合に関すること。

二十三 貯蓄奨励に関すること。

第十条社会課の項の次に高齢者対策課の項として次のように加える。

高齢者対策課

一 高齢者対策に関すること。

二 老人福祉に関すること。

三 特別医療費の助成に関すること。

四 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームに関すること。

第十条県民生活課の項及び全国身体障害者スポーツ大会準備室の項を削る。

第十一条商工指導課の項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、

第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 発明考案に関すること。

第十一条通商観光課の項第一号及び第二号を次のように改める。

一 物産の紹介、あつせん及び販路拡張に関すること。

二 伝統産業の振興に関すること。

第十一条通商観光課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号及び第六号を削り、同項第七号中「の総合対策」を「対策」に改め、同項

中同号を第四号とし、第八号を削り、第九号を第五号とし、第十号を削り、第十一号を第六号とし、以下五号ずつ繰り上げ、同項の次に企業立地課の

項として次のように加える。

企業立地課

一 企業誘致に関すること。

二 工業立地条件の整備に関すること。

三 農村地域への工業の導入の促進に関すること。

四 鉱業の振興に関すること。

第十一条労政訓練課の項第四号を次のように改める。

四 職業能力の開発及び向上に関すること。

第十一条労政訓練課の項第五号中「労政事務所、」を削る。

第十二条農政課の項第六号を削り、第七号を第六号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

第十二条農地経済課の項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を削り、第十二号を第十号とし、同条農蚕園芸課の項中第九号を第十号

とし、同項第八号中「、蚕業試験場」を削り、「野菜試験場」を「園芸試験場」に改め、同項中同号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 農畜産物の流通及び関連産業に関すること。

第十二条畜産課の項第十二号中「、家畜病性鑑定所及び種畜場」を「及び家畜病性鑑定所」に改め、同条農村整備課の項に次の一号を加える。

六 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）に基づく調査に関すること。

第十八条の表中

鳥取県青少年問題協議会	鳥取県青少年問題協議会設置条例(昭和三十八年)第一条の規定による調査審議、関係行政機関に関する事務
鳥取県総合開発審議会	鳥取県総合開発審議会条例(昭和三十八年)第二条の規定による調査審議並びに知事に対する報告又は勧告に関する事務
中海地区新産業都市建設協議会	新産業都市建設促進法(昭和三十一年)第三条の規定による調査審議に関する事務

例(昭和二十八年十月鳥取県条例第四十六の指導、育成、保護及び矯正に関する総合相互の連絡調整並びに知事に対する意見)の指導、育成、保護及び矯正に関する総合相互の連絡調整並びに知事に対する意見

和二十五年八月鳥取県条例第四十三号)第一合開発計画及び特定地域総合開発計画に関する報告又は勧告に関する事務

十七年法律第十七号)第十条の規定による画の作成及びその建設の促進に関する重要

青少年婦人課  
企 画 課

鳥取県総  
中海地区  
設協議会  
鳥取県國  
方審議会  
鳥取県土

合開発審議会  
鳥取県総合開発審議会条例(昭和二十五年八月鳥取県条例第四十一)第一条及び第二条の規定による総合開発計画及び特定地域総合開発計の調査審議並びに知事に対する報告又は勧告に関する事務

新産業都市建  
新産業都市建設促進法(昭和三十一年法律第十七号)第十条の事項の調査審議に関する事務

土地利用計画地  
国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第三十八条第二による同法によりその権限に属せられた事項の調査審議並びに用に関する基本的な事項及び土地利用に関する重要な事項の調査審議に関する事務

土地利用審査会  
国土利用計画法第三十九条第二項の規定による同法によりその

を

三号)第一計画につ	規定によ	項の規定	権限に属
する重要	国土の利	企 画 課	

法(昭和四十九年法律第九十二号)第三十八条第二項の規定よりその権限に属せられた事項の調査審議並びに国土の利本的な事項及び土地利用に関する重要な事項の調査審議に関する

法第三十九条第二項の規定による同法によりその権限に属さの処理に関する事務

土地対策課

鳥取県国土利用計画地方審議会	国土利用計画に関する事務
鳥取県土地利用審査会	国土利用計画せられた事項

を  
鳥取県青少年問題協議会  
鳥取県青少年問題協議会設置条例(昭和二十八年)第一条の規定による青少年の指導、育成、保護的施策の調査審議、関係行政機関相互の連絡調整具申に関する事務

十月鳥取県条例第四十六及び矯正に関する総合護及び矯正に関する意見  
青少年婦人課  
鳥取県心身障害者対策協議会

心身障害者対策基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第三十条第一項の規定による心身障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整に関する事務  
厚

<p>生 援 護 課</p> <p>を</p>	<p>鳥取県心身障害者対策協議会</p> <p>鳥取県消費生活審議会</p>	<p>心身障害者対策基本法(昭和四 規定による心身障害者に關する 互の連絡調整に關する事務</p> <p>消費生活の安定及び向上に關す る(昭和三十四年)鳥取県消費生活に關する事 務</p>	<p>十五年法律第八十四号)第三十條第一項の 施策の推進について必要な関係行政機関相 互の消費生活に關する重要事項の調査審議 に關しての知事に対する意見の具中に關 する事務</p>	<p>社 会 課</p> <p>に、</p>	<p>鳥取県</p> <p>鳥取県</p>	<p>保 母 試 験 委 員</p>	<p>児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第十三条第 一項による保母試験の合格の決定その他保母試験に關する事務</p>	<p>四 項 の 規 定</p>	<p>児童家庭課</p>	<p>を</p> <p>鳥取県保母試験委員</p> <p>児童福祉法施 による保母試</p>	<p>鳥取県消費生活審議会</p>	<p>児童家庭課</p>	<p>鳥取県消費生活審議会</p> <p>鳥取県保母試験委員</p> <p>児童福祉法施 による保母試</p> <p>鳥取県保母試験委員</p> <p>児童福祉法施 による保母試</p> <p>鳥取県保母試験委員</p> <p>児童福祉法施 による保母試</p>
-------------------------	--	---	--	------------------------	-----------------------	--------------------	--	------------------	--------------	--	-------------------	--------------	---

<p>鳥取県鳥取保健所結核 診査協議会</p> <p>鳥取県那家保健所結核 診査協議会</p>	<p>を</p> <p>鳥取県鳥取・那家保健 所結核診査協議会</p> <p>に、</p>	<p>鳥取県米子保健所結核 診査協議会</p> <p>鳥取県根雨保健所結核 診査協議会</p>	<p>を</p> <p>鳥取県米子・根雨保健 所結核診査協議会</p> <p>に、</p>	<p>鳥取県農村地域工業導 入促進審議会</p>	<p>農村地域工業導入促進法(昭和四十六年法律第百十 の規定による農村地域工業導入基本計画及び農村地 作成その他農村地域への工業の導入の促進に關する 關する事務</p>	<p>鳥取県観光総合審議会</p>	<p>鳥取県観光総合審議会設置条例(昭和二十八年一月 二條の規定による景勝地の選定、保存及び開発、観 伝、観光客接遇方法の改善、土産品の振興、文化財 の發展に必要な事項に關する基本的計画の調査審議 する事務</p>	<p>鳥取県職業訓練審議会</p>	<p>職業訓練法(昭和四十四年法律第六十四号)第九十 並にこれに關し必要と認める事項に關する 議に關する事務</p>	<p>鳥取県農業振興審議会</p>	<p>鳥取県農業振興審議会設置条例(昭和三十六年四月 第一條及び第二條の規定による農林水産業の基本施 及び答申に關する事務</p>	<p>鳥取県卸売市場審議会</p>	<p>鳥取県卸売市場審議会設置条例(昭和四十六年十二 号)第一條の規定による鳥取県卸売市場整備計画に 市場に關する重要事項の調査審議に關する事務</p>
---	---	---	---	------------------------------	--	-------------------	---	-------------------	--	-------------------	---	-------------------	--

(二号)第十八条第一項 重要事項の調査審議に 域工業導入実施計画の	鳥取県条例第六号)第 光施設の整備・観光宣 及び意見の具申に 及び意見の具申に	七条第二項の規定によ 係行政機関に対する建 重要事項の調査審議	鳥取県条例第十二号) 策についての調査審議 鳥取県条例第十二号)	月鳥取県条例第四十八 関する事項その他卸売 務	鳥取県条例第十二号) 答申に関する事務 農政課	農政課 農政課
を						
鳥取県観光総合審議会 鳥取県観光総合審議会	鳥取県農村地域工業導 入促進審議会 鳥取県職業能力開発審 議会	鳥取県農業振興審議会 鳥取県農業振興審議会	鳥取県職業能力開発審 議会 鳥取県職業能力開発審 議会	鳥取県職業能力開発審 議会 鳥取県職業能力開発審 議会	鳥取県職業能力開発審 議会 鳥取県職業能力開発審 議会	鳥取県職業能力開発審 議会 鳥取県職業能力開発審 議会

光課	地課	練課	課
に、			
鳥取県改良普及員資格 試験審査委員		鳥取県改良普及員資格 試験審査委員	
鳥取県改良普及員資格 試験審査委員		鳥取県改良普及員資格 試験審査委員	

昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十九  
 及員資格試験の成績の判定に関する事務

農業改良課

を

鳥取県改良  
 試験審査委  
 員

鳥取県改良  
 試験審査委  
 員

普及員資格  
 員

鳥取県改良普及員資格試験条例(昭和二十七年十二月鳥取県条例第  
 号)第十一条の規定による改良普及員資格試験の成績の判定に關す  
 鳥取県卸売市場審議会設置条例(昭和四十六年十二月鳥取県条例第  
 号)第一条の規定による卸売市場整備計画に關する事項その他卸売  
 市場審議会に關する重要事項の調査審議に關する事務

五十九  
 市場に  
 農 業 改 良 課  
 農 蚕 園 芸 課

四十八  
 市場に  
 農 蚕 園 芸 課

に改める。

第四章第四節第四款を次のように改める。

第四款 削除

第九十七条及び第九十八条 削除

第一百一条中「職業訓練法第十五条第二項」を「職業能力開発促進法第十六条第一項」に改める。

第一百二条中「職業訓練法第十四条第一項第一号の規定による」を「職業能力の開発及び向上に関する」に改め、同条第一号中「専修訓練課程の」を削り、同条第四号中「行なう」を「行う」に改め、同条第五号中「職業訓練」の下に「その他職業能力の開発及び向上」を加え、同条中同号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 技能検定に関し、事業主等に対して行う施設を使用させる等の援助に関すること。

第一百二条に次の一号を加える。

七 公共職業訓練を受ける求職者の就職の援助に関すること。

第一百七条第一項の表鳥取県鳥取地方農林振興局の項、鳥取県八頭地方農

林振興局の項及び鳥取県倉吉地方農林振興局の項中

林業課

林政係

普及指導係・林道係・治山

を

林業課

林政係・普及係・経営指導係・治山係

林道

に改め、同表鳥取県日野地方農林振興局の項中

耕地課	管理
林業課	林政係

係・団体管係・県営事業係

係・普及指導係・林道係・治山

を

耕地課

管理係・団体管係・県営第二係

林業課

林政係・普及係・経営指導係・治山係

一係・県

係・林道

に改める。

第一百九条の表鳥取県倉吉農業改良普及所の項中「大栄町」を削り、同表鳥取県東伯農業改良普及所の項中「東伯町及び」を「大栄町、東伯町及び」に改める。

第四章第五節第五款の款名を次のように改める。

第五款 園芸試験場

第一百八条中「野菜試験場」を「園芸試験場」に改め、同条の表中「鳥取県野菜試験場」を「鳥取県園芸試験場」に改める。

第一百九条中「野菜試験場」を「園芸試験場」に、「野菜及び花き園芸

に」を「野菜園芸、花き園芸、蚕業及び農林業関係の生物工学に」に改め、同条第六号を次のように改める。

六 蚕の飼育及び上簇に関すること。

第一百九条第七号中「野菜及び花き園芸」を「野菜園芸及び花き園芸」

に改め、同条中同号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 生物工学を応用した農産物及び林産物の研究開発に関すること。

第二十号第一項中「野菜試験場」を「園芸試験場」に、「土壤肥料科」の下に「生物工学研究室」を加え、同条第二項の表を次のように改める。





4 職員の職務発明等に関する規則（昭和五十二年六月鳥取県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第六号を次のように改める。  
六 園芸試験場  
別表中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とする。

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

鳥取県規則第十三号

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則

（鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正）

第一条 鳥取県本庁事務決裁規則（昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三総務管財課の項課長専決事項の欄中第十四号を第十八号とし、第十三号を第十七号とし、第十二号の次に次の四号を加える。

十三 外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）に基づく知事の権限に属する事務

十四 外国人登録法施行規則（昭和三十一年法務省令第三十五号）に

基づく知事の権限に属する事務

十五 外国人指紋捺捺規則（昭和三十年法務省令第四十六号）第五条

第二項の規定による指紋を押すべき時期の特例についての承認  
十六 日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法（昭和

四十年法律第百四十六号）に基づく知事の権限に属する事務

別表第三広報文書課の項課長専決事項の欄中第十号から第十五号までを削り、第十六号を第十号とし、第十七号を第十一号とする。  
別表第三中検査課の項の次に次のように加える。

企画課一

国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの  
（一） 第七条第五項（第八項において準用する場合を含む。）の規定による県計画の報告及びその要旨の公表  
（二） 第八条第六項（第七項において準用する場合を含む。）の規定による市町村計画についての助言又は勧告  
（三） 第九条第十三項（第十四項において準用する場合を含む。）の規定による土地利用基本計画の要旨の公表  
（四） 第十二条第三項の規定による規制区域の指定の公告  
（五） 第十二条第五項（第十四項及び第十五項において準用する場

国土利用計画法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの  
（一） 第二十五条（第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告の要求  
（二） 第三十条（附則第二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による遊休土地の利用の促進に関する助言  
（三） 第四十一条第一項の規定による立入検査等  
（四） 第四十三条の規定による書類の閲覧等の要求  
（五） 国土利用計画法施行令（昭和四十九年政令第三百八十七号）第四条の規定による規制区域の公告に係る事項の通知  
（六） 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく知事の権限に属する事

（五） 第十二条第五項（第十四項及び第十五項において準用する場

合を含む。)の規定による規制区域の指定の報告等

(六) 第十二条第八項の規定による確認を受けられなかつた旨の公告等

(七) 第十二条第十項の規定による地価の動向等に関する調査の実施

(八) 第十二条第十二項(第十五項において準用する場合を含む)の規定による規制区域の指定の解除の公告

(九) 第十六条第二項の規定による土地利用審査会の意見の聴取

(一〇) 第十七条第一項の規定による土地に関する権利の移転等の許可

(一一) 第十八条の規定による土地に関する権利の移転等についての国等との協議

(一二) 第十九条第二項の規定による土地に関する権利の買取り

(一三) 第二十四条第一項の規定による土地売買等の契約の締結の中止等の勧告

(一四) 第二十六条の規定による勧告に従わない旨等の公表

(一五) 第二十八条第一項の規定による遊休土地である旨の通知

(一六) 第三十一条第一項(附則第二条第五項により適用される場合を含む。)の規定による遊休土地に係る計画の変更等の勧告

(一七) 第三十二条第一項の規定によ

務のうち次に掲げるもの

(一) 第六条第三項の規定による土地の買取りを希望する地方公共団体等がない旨の通知

(二) 第十九条第二項の規定による業務等に関する報告の要求又は事務所への立入検査

不動産の鑑定評価に関する法律に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二十四条の規定による不動産鑑定業者の登録又は更新の登録

(二) 第二十六条の規定による不動産鑑定業者の登録換え

(三) 第二十七条の規定による不動産鑑定業者の変更の登録

(四) 第四十三条第一項の規定による不動産鑑定業者についての聴取の実施又は参考人の意見の聴取

(五) 第四十四条の規定による監督処分

る遊休土地の買取りの協議を行う地方公共団体等の決定等

(一) 附則第二条第一項の規定による遊休土地である旨の通知

(二) 国土利用計画法施行規則(昭和四十九年総理府令第七十二号)第二十一条第四項の規定による予定対価の額に係る確認及びその期限の延長の決定

(三) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第六条第一項の規定による土地の買取りの協議を行う地方公共団体等の決定等

(二) 第十四条第二項の規定による土地開発公社の定款の変更の認可

(三) 第十八条第二項の規定による土地開発公社の予算等の承認

(四) 第十九条第一項の規定による業務に関する命令

(五) 第十九条第五項の規定による業務に関する命令その他必要な措置を講ずべきことの要求

(四) 租税特別措置法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十九条第十項及び第三十八条の四第十二項の規定による宅地の譲渡の認定

- (一) 第十九条第十一項第四号及び第三十八条の四第十三項第四号の規定による譲渡予定価額についての意見の決定
- 五 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第百五十二号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
  - (一) 第二十五条の規定による不動産鑑定業者の登録の拒否
  - (二) 第三十条の規定による不動産鑑定業者の登録の消除
  - (三) 第四十一条の規定による業務の停止の命令又は登録の消除
  - (四) 第四十五条第一項の規定による不動産鑑定業者に対する報告の要求又は事務所等への立入検査
  - (五) 第四十六条の規定による不動産鑑定業者に対する助言又は報告
  - (六) 第五十三条の規定による不動産鑑定士等の団体に対する報告の要求又は助言若しくは勧告

別表第三中土地対策課の項を削る。

別表第三厚生援護課の項中「一厚生援護課一」を「一社会課一」に改め、同項部長専決事項の欄第一号中「掲げるもの」の下に「(高齢者対策課及び児童家庭課の分掌事務に係るものを除く。以下社会課の項課長専決事項の欄第一号において同じ。)」を加え、同号(二)中「(児童家庭課の分掌事務に係るものを除く。以下この号の(三)及び(四)並びに厚生援護

課の項課長専決事項の欄第一号(一)から(四)までにおいて同じ。)」を削り、同欄中第六号及び第六号の二を削り、第七号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

- 七 国民生活安定緊急措置法施行令(昭和四十九年政令第四号)第四条第二項の規定により知事の権限に属するものとされた国民生活安定緊急措置法(昭和四十八年法律第百二十一号)に基づく事務のうち次に掲げるもの(通商観光課の分掌事務に係るものを除く。次号並びに課長専決事項の欄第四十七号及び第四十八号において同じ。)
- (一) 第六条第二項の規定による標準価格等の表示をすべきことの指示
- (二) 第六条第三項の規定による指示に従わなかつた旨の公表
- (三) 第七条第一項の規定による指定物資を標準価格等以下の価格で販売すべきことの指示
- (四) 第七条第二項の規定による指示に従わなかつた旨の公表

別表第三社会課の項部長専決事項の欄第八号を次のように改める。

- 八 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律施行令(昭和四十八年政令第二百号)第二条の規定により知事の権限に属するものとされた生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和四十八年法律第四十八号)に基づく事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第四条第一項の規定による特定物資の売渡しをすべきことの指示
- (二) 第四条第二項の規定による特定物資の売渡しをすべきことの命令
- (三) 第四条第四項の規定による売渡しに関する裁定

別表第三社会課の項部長専決事項の欄に次の五号を加える。

- 九 不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)

に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの  
(一) 第九条の二の規定による違反行為を取りやめるべきこと等の指示

(二) 第九条の三第一項の規定による適当な措置をとるべきことの要  
求

十 家庭用品品質表示法施行令(昭和三十七年政令第三百九十号)第  
四条第三項の規定により知事の権限に属するものとされた家庭用品  
品質表示法(昭和三十七年法律第四百号)第四条第一項の規定によ  
る表示事項の表示又は遵守事項の遵守をすべきことの指示

十一 消費生活用製品安全法施行令(昭和四十九年政令第四十八号)  
第十二条の規定により知事の権限に属するものとされた消費生活用  
製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)第八十五条第一項の規  
定による特定製品の所有者等に対する特定製品を提出すべきことの  
命令

十二 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)に基づく知  
事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第四十二条において準用する民法第五十六条の規定による仮理  
事の選任

(二) 第四十三条第三項の規定による定款の変更の認可

(三) 第五十八条の規定による組合の設立の認可

(四) 第六十二条第二項の規定による組合の解散の認可

(五) 第六十三条第一項の規定による解散組合の継続の認可

(六) 第六十五条第二項の規定による組合の合併の認可

(七) 第九十五条の規定による組合に対する措置の命令、事業の停止  
の命令又は解散の命令

十三 消費生活の安定及び向上に関する条例(昭和五十五年三月鳥取  
県条例第五号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げる  
もの

(一) 第七条第三項の規定による危害商品等の調査に係る資料の提出  
がない旨等の公表

(二) 第八条第一項の規定による危害商品等の供給の中止等の勧告

(三) 第八条第三項の規定による危害商品等の供給の中止等の勧告に  
従わない旨の公表

(四) 第九条第三項の規定による自主基準の設定等についての指導又  
は助言

(五) 第十一条第一項の規定による県基準の遵守の勧告

(六) 第十一条第二項の規定による県基準の遵守の勧告に従わない旨  
の公表

(七) 第十四条第三項の規定によるあつせん等に係る資料の提出がな  
い旨等の公表

(八) 第十七条第一項の規定による生活関連物資の価格の動向等の情  
報の公表

(九) 第十八条第四項の規定による緊急調査に係る報告がない旨等の  
公表

(一〇) 第十九条第一項の規定による事業活動の是正の勧告

(一一) 第十九条第三項の規定による事業活動の是正の勧告に従わない  
旨の公表

(一二) 第二十条の規定による緊急調査に係る情報の公表

別表第三社会課の項課長専決事項の欄第十号及び第十一号を次のよう  
に改める。

第十号及び第十一号 削除

別表第三社会課の項課長専決事項の欄中第十一号の二から第十一号の

四まで及び第四十八号を削り、第四十九号を第四十八号とし、第五十号を第四十九号とし、第五十一号を第五十号とし、同号の次に次の七号を加える。

五十一 国民生活安定緊急措置法施行令第四条第二項の規定により知事の権限に属するものとされた国民生活安定緊急措置法第三十条第一項の規定による業務等に関する報告の要求又は営業所等への立入検査

五十二 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律施行令第二条の規定による知事の権限に属するものとされた生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律に基づく事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第三条の規定による特定物資の価格の動向等に関する調査
- (二) 第五条第一項の規定による業務に関する報告の要求又は事務所等への立入検査
- (三) 第五条第二項の規定による倉庫等への立入検査

五十三 不当景品類及び不当表示防止法第九条の四第一項の規定による景品類等に関する報告の要求又は事務所等への立入検査

五十四 家庭用品品質表示法施行令第四条第三項又は第四項の規定により知事の権限に属するものとされた家庭用品品質表示法に基づく事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第十条第二項の規定による家庭用品の品質に関する表示の調査
- (二) 第十九条第一項の規定による販売業者からの報告の徴収又は店舗等への立入検査

五十五 消費生活用製品安全法施行令第十二条の規定により知事の権限に属するものとされた消費生活用製品安全法に基づく事務のうち

次に掲げるもの

(一) 第八十三条第一項の規定による特定製品の販売の業務の状況に関する報告の徴収

(二) 第八十四条第一項の規定による特定製品の販売の事業を行う者の事務所等への立入検査

五十六 消費生活協同組合法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第十二条第三項ただし書の規定による組合員以外の者に組合の事業を利用させることの許可
- (二) 第十二条第五項の規定による組合に対する措置の命令
- (三) 第二十六条第二項の規定による模範定款例の設定

(四) 第九十四条の規定による組合の業務又は会計の状況の検査（町村の区域に所在する組合に係るものを除く。）

(五) 第九十六条の規定による組合の総会の議決又は選挙若しくは当選の取消し

五十七 消費生活の安定及び向上に関する条例に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第七条第一項及び第二項の規定による危害商品等の調査及び当該調査に必要な資料の提出等の要求
- (二) 第八条第二項の規定による危害商品等の供給の中止等の勧告に基づいて講じた措置等についての報告の要求

(三) 第十八条第一項の規定による生活関連物資の調査

(四) 第十八条第二項の規定による生活関連物資の調査に必要な報告の要求及び営業所等への立入調査

(四) 第十九条第二項の規定による事業活動の是正の勧告に基づいて講じた措置についての報告の要求

(六) 第二十一条の規定による生活関連物資の供給の確保等の協力の要請

別表第三社会課の項の次に次のように加える。

高齢者  
対策課

一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百二十三号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十五条第三項の規定による社会福祉法人が設置する養護老人ホーム等の設置認可

(二) 第十九条第一項の規定による養護老人ホーム等の設置者に対する事業の廃止の命令又は設置の認可の取消し

二 老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第六十条第四項の規定による拠出金及び延滞金の滞納処分

(二) 第七十九条第三項の規定による保険者からの業務に関する報告の徴収又は実地検査の実施

三 鳥取県立社会福祉施設（昭和三十九年三月鳥取県条例第十一号）第七十九条の規定による鳥取県立岩井長者寮及び鳥取県立福原荘における使用料の減免の決定（地方機関等決

一 老人福祉法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十一条第一項第四号に規定する養護受託者の認可

(二) 第十六条第二項の規定による養護老人ホーム等の廃止又は休止の時期の認可

(三) 第十八条の規定による養護老人ホーム等の長に対する報告の請求又は実地監督の実施

四 第十九条第一項の規定による養護老人ホーム等の設置者に対する設備等の改善又は事業の停止の命令

(四) 第二十九条第三項の規定による報告の請求又は施設設備等についての調査の実施

(六) 第二十九条第四項の規定による地方社会福祉審議会への諮問及び有料老人ホームの設置者に対する勧告

二 老人福祉法施行規則（昭和三十八年厚生省令第二十八号）第四条第二項の規定による養護老人ホ

裁規則別表第二岩井長者寮長の項第一号(二)の規定により岩井長者寮長に委任された事務を除く。）

四 社会福祉事業法に基づく知事の権限に属する事務のうち社会課の項部長専決事項の欄第一号(二)から四までに掲げるもの（高齢者対策課の分掌事務に係るものに限る。以下高齢者対策課の項課長専決事項の欄第七号において同じ。）

ム等の定員を減少しようとする時期の認可

三 老人保健法第七十六条第一項の規定による基金等からの業務等に関する報告の徴収又は実地検査の実施

四 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例第三条の規定による鳥取県立福原荘の利用の許可

五 鳥取県立岩井長者寮管理規則（昭和三十九年九月鳥取県規則第四十八号）第二十条の規定による管理に關し必要な事項の決定

六 鳥取県立福原荘管理規則（昭和五十七年三月鳥取県規則第十三号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第九条の規定による使用料の徴収猶予の決定

(二) 第十二条の規定による身元引受人の変更の承認

(三) 第十三条の規定による入所者に対する措置の命令又は必要な指示

四 第十四条第一項の規定による入所の許可の取消し

七 社会福祉事業法に基づく知事の権限に属する事務のうち社会課の項課長専決事項の欄第一号(二)から四までに掲げるもの

別表第三児童家庭課の項部長専決事項の欄第一号(一)中「第三十五條第三項、第四項及び第六項」を「第三十五條第四項及び第七項」に改め、「設置の命令」を削り、同欄第五号中「厚生援護課」を「社会課」に、「第十一号」を「第十号」に改め、同項課長専決事項の欄第十号中「厚生援護課」を「社会課」に、「(一)」を「(二)」に改める。

別表第三中県民生活課の項を削る。

別表第三健康対策課の項部長専決事項の欄第九号中(一)及び(二)を削り、(三)を(一)とし、以下二ずつ繰り上げる。

別表第三通商観光課の項部長専決事項の欄中第一号から第五号までを削り、同欄第六号中「第七号」を「第二号」に、「第五号及び第六号」を「第一号及び第二号」に改め、同欄中同号を第一号とし、第七号から第十一号までを五号ずつ繰り上げ、同欄第十二号中(二)を削り、(三)から(七)までを一ずつ繰り上げ、同欄中同号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 旅行業法施行規則(昭和四十六年運輸省令第六十一号)第四十九條第一項の規定による聴聞会の議長の名

別表第三通商観光課の項部長専決事項の欄中第十三号を削り、第十四号を第九号とし、同項課長専決事項の欄中第一号から第四号までを削り、第五号を第一号とし、第六号を第二号とし、第七号を第三号とし、同項の次に次のように加える。

<p>企業立一 鳥取県工場設置促進条例(昭和四十二年三月鳥取県条例第四号)に基づき知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(一) 第二条の規定による奨励金の交付</p>	<p>鳥取県工場設置促進条例に基づき知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(一) 第五条の規定による奨励金交付申請書の受理</p> <p>(二) 第六条第二項の規定による奨</p>
---	--

(二) 第七條の規定による奨励金の交付の中止又は既に交付した奨励金の返還の命令

二 工業立地法施行令(昭和四十九年政令第二十九号)第五條の規定により知事の権限に属するものとされた工業立地法(昭和三十四年法律第二十四号)に基づく事務のうち次に掲げるもの

(一) 第九條第一項又は第二項の規定による特定工場に関する勧告

(二) 第十條第一項の規定による勧告に係る事項の変更命令

(三) 第十一條第二項又は第三項の規定による期間の短縮

三 企業誘致に係る事務

四 農村地域工業導入促進法(昭和四十六年法律百二十二号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第四條第一項の規定による基本計画の策定

(二) 第五條第一項の規定による実施計画の策定

(三) 第五條第七項の規定による市町村からの協議に対する回答

五 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第二十四條の規定による通商産業局長からの協議に対する回答

奨励金の交付を受ける資格を有する者及び奨励金の交付を受けている者について相続又は合併があつた旨の届出の受理

<p>(二) 第七條の規定による奨励金の交付の中止又は既に交付した奨励金の返還の命令</p> <p>二 工業立地法施行令(昭和四十九年政令第二十九号)第五條の規定により知事の権限に属するものとされた工業立地法(昭和三十四年法律第二十四号)に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(一) 第九條第一項又は第二項の規定による特定工場に関する勧告</p> <p>(二) 第十條第一項の規定による勧告に係る事項の変更命令</p> <p>(三) 第十一條第二項又は第三項の規定による期間の短縮</p> <p>三 企業誘致に係る事務</p> <p>四 農村地域工業導入促進法(昭和四十六年法律百二十二号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(一) 第四條第一項の規定による基本計画の策定</p> <p>(二) 第五條第一項の規定による実施計画の策定</p> <p>(三) 第五條第七項の規定による市町村からの協議に対する回答</p> <p>五 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第二十四條の規定による通商産業局長からの協議に対する回答</p>	<p>奨励金の交付を受ける資格を有する者及び奨励金の交付を受けている者について相続又は合併があつた旨の届出の受理</p>
---	--



別表第三劳政訓練課の項部長専決事項の欄第三号中「職業訓練法」を「職業能力開発促進法」に改め、同号(一)中「職業訓練計画」を「職業能力開発計画」に改め、同号(二)中「職業訓練」を「職業訓練等」に改め、同欄第四号中「職業訓練法施行令」を「職業能力開発促進法施行令」に、「第五条」を「第六条」に、「職業訓練法」を「職業能力開発促進法」に改め、同項課長専決事項の欄第二号中「及び同表劳政事務所長の項の規定により劳政事務所長に委任された事務」を削り、同欄第三号中「職業訓練法」を「職業能力開発促進法」に改め、同号(一)を次のように改める。

(一) 第十四条第一項の規定による事業主等の行う職業訓練等に関する援助の実施

別表第三劳政訓練課の項課長専決事項の欄第四号中「職業訓練法施行令」を「職業能力開発促進法施行令」に、「第五条」を「第六条」に、「職業訓練法」を「職業能力開発促進法」に改める。

別表第三農地経済課の項部長専決事項の欄第一号の四(三)中「農業指導課」を「農地経済課」に改め、同欄第六号(二)中「農業指導課」を「農地経済課」に改め、同号(九)中「農業指導課」を「農地経済課」に改め、同欄第八号中「(昭和三十九年十月鳥取県規則第五十六号)第十七条」を「(昭和六十年八月鳥取県規則第四十号)第二十三条」に改め、同欄第九号(一)を削り、(二)を(一)とし、以下一ずつ繰り上げ、同欄第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号を第十六号とし、第十八号を第十七号とする。

別表第三畜産課の項部長専決事項の欄中第九号を削り、第十号を第九号とし、以下一ずつ繰り上げ、同項課長専決事項の欄第十三号を削る。  
別表第三農村整備課の項部長専決事項の欄に次の一号を加える。

五 国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)に基づく知事の権限に

属する事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第六条第三項の規定による国土調査の指定
- (二) 第六条の三第一項の規定による地籍調査に関する計画の決定
- (三) 第六条の三第二項の規定による事業計画の決定
- (四) 第十九条第二項の規定による国土調査の成果の認証

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)

第二条 鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二福祉事務所長の項第十六号(四)中「第三十五条第三項」を「第三十五条第四項」に改め、同項第十九号の二(一)中「福祉手当」を「障害児福祉手当」に改め、同号(二)中「第十九条」の下に「(第二十六条の五において準用する場合を含む。)」を加え、同号(三)中「第二十二条第二項」の下に「(第二十六条の五において準用する場合を含む。)」を加え、同号(四)中「第二十四条」を「第二十四条第一項(第二十六条の五において準用する場合を含む。)」に改め、同号(五)中「再認定」を「再認定」に改め、同号(六)及び(七)中「福祉手当」を「障害児福祉手当」に改め、同号(九)を(三)とし、(八)を(四)とし、(七)の次に(八)から(三)までとして次のように加える。

- (八) 第二十六条の二の規定による特別障害者手当の支給
- (九) 第二十六条の五において準用する第五条第二項の規定による受給資格の再認定
- (一〇) 第二十六条の五において準用する第十一条の規定による特別障害者手当の不支給
- (一一) 第二十六条の五において準用する第十二条の規定による特別障

害者手当の支払の一時差止め

別表第二福祉事務所長の項第十九号の三中「福祉手当の支給に関する省令」を「障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令」に改め、同号(一)中「第十三条」の下に「第十六条又は附則第四条第一項」を加え、同号(二)から(七)までの規定中「第十三条」の下に「又は第十六条」を加え、同項中同号を第十九号の四とし、第十九号の二の次に次の一号を加える。

十九の三 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 附則第九十七条第一項の規定による福祉手当の支給

(二) 附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第二十二條第二項の規定による返還金の受領

別表第二保健所長の項第三十九号中(二)を(三)とし、(一)の次に(二)として次のように加える。

(二) 第二条の二第二項の規定による営業の承継の届出の受理

別表第二保健所長の項第四十二号中(二)を(三)とし、(一)の次に(二)として次のように加える。

(二) 第三条の二第一項又は第三条の三第一項の規定による営業の承継の承認

別表第二保健所長の項第四十六号中(二)を(三)とし、(一)の次に(二)として次のように加える。

(二) 第二条の二第二項の規定による営業の承継の届出の受理

別表第二保健所長の項第五十一号(二)中「受診者等への」を「受診者の数等の」に改め、同号(四)中「第二十八条」を「第二十八条第一項及び第

三項」に、「禁止」を「禁止及び労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)の適用を受ける者に対して当該処分を行う場合の鳥取労働基準局長との協議」に改め、同号(五)中「第二十九条」を「第二十九条第一項」に改め、同号(六)中「第三十二条」を「第三十二条第一項」に改め、同号(七)中「第三十四条」を「第三十四条第一項」に改め、同号(八)中「第三十五条の規定による」を「第三十五条第一項の規定による接客業等への」に、「医療を受けるために必要な費用」を「医療費等」に改め、同号(九)中「規定による」の下に「接客業等への」を加え、「医療に要した費用」を「医療費」に改め、同号(十)中「労働基準法」を「労働安全衛生法」に改め、「事業で業務に従事する」を削り、「行なう」を「行う」に、「都道府県労働基準局長又は当該学校の所轄庁」を「鳥取労働基準局長等」に改める。

別表第二労政事務所長の項を削る。

別表第二専修職業訓練校長の項第一号中「職業訓練法」を「職業能力開発促進法」に、「第九条第二項」を「第十六条第三項」に改める。

別表第二家畜保健衛生所長の項中第十号を削り、第十一号を第十号とする。

別表第二水産試験場長の項中第一号及び第二号を削り、第三号の番号を削る。

別表第二土木事務所長の項第三十号の二(二)中「(変更後の砂利の採取量が一万五千立方メートルをこえるものを除く。)」を削り、同項第三十号の三(二)中「(変更後の採取区域が一万五千平方メートルを超えるものを除く。)」を削る。

附 則

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。ただし、第二条中別表第二保健所長の項第三十九号、第四十二号及び第四十六号の改正規定は、昭和六十一年六月二十四日から施行する。

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十四号

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給に関する規則（昭和五十一年三月鳥取県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（退職勧奨の記録）

第三条の二 条例第六条の二に規定する勧奨の記録は、様式第四号の二によるものとする。

2 任命権者は、前項の記録に職員が提出した辞職の申出の書面の写しを添付して、職員の退職の日から五年間保管しなければならない。

様式第三号中

月 手 当	円	を	定年前
-------	---	---	-----

年・割増 % 円

100/100	年	円
110/100		円
120/100		円
257.5/100		円
計		円
1年以上5年以下の場合 60/100		円
6年以上10年以下の場合 75/100		円

普通退職の場合の退職手当

100/100	年	円
110/100		円
120/100		円
計		円
1年以上5年以下の場合 60/100		円
6年以上10年以下の場合 75/100		円
11年以上19年以下の場合 80/100		円

「20年以上25年未満」

様式第四号の二 (第三条の二関係)

退職勧奨の記録

氏 名 〔男・女〕	生年月日 年 月 日 ( 歳 )
所属・職 所名	採用年月日 年 月 日 退職年月日 年 月 日
給料月額 ( 職 級 号給 )	勤続期間 年 月 日
退職勧奨 年月日 年 月 日	職員の 承諾年月日 年 月 日
退職勧奨の理由	
参考事項	
作成者の職氏 名及び印	

附 則

様式第十二号中「職業訓練法」を「職業能力開発促進法」に改める。  
この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

様式第四号の次に次の一様式を加える。

180/100	180/100
165/100	150/100
150/100	180/100
137.5/100	150/100
125/100	150/100

「勤奨退職」を「長期勤続後の退職等」に

に、を に改める。

を

国民体育大会事務局設置規則を廃止する規則をここに公布する。

昭和六十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十五号

国民体育大会事務局設置規則を廃止する規則

国民体育大会事務局設置規則（昭和五十五年三月鳥取県規則第八号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

（鳥取県文書管理規則の一部改正）

2 鳥取県文書管理規則（昭和四十三年三月鳥取県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

「国民体育大会事務局  
別表第一中  
出 競 調 総  
技 式 整 務  
納 典 課 課  
室 課 課  
出 国 国 国  
競 調 総  
」を「出 納 室 出」  
に改める。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千七百円（送料を含む。）】